

監査基準報告書等の訂正について

2025 年 7 月 23 日

監査・保証基準委員会

監査基準報告書等につきまして、一部字句等の誤りがございましたので、下記のとおり訂正いたします。いずれも最終改正の改正後本文を修正しております。

主な訂正箇所は3ページ目以降の正誤表のとおりです。訂正箇所には、下線及び黄色マーカーを付しております。なお、字句の訂正を伴わない体裁の誤りは正誤表に記載していませんが、訂正してファイルを差し替えております。

I 訂正対象

1. 監査基準報告書(序)「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」(最終改正 2024年9月26日)
2. 品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」(最終改正 2024年9月26日)
3. 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」(最終改正 2024年9月26日)
4. 監査基準報告書200「財務諸表監査における総括的な目的」(最終改正 2024年9月26日)
5. 監査基準報告書220「監査業務における品質管理」(最終改正 2024年9月26日)
6. 監査基準報告書240「財務諸表監査における不正」(最終改正 2024年9月26日)
7. 監査基準報告書250「財務諸表監査における法令の検討」(最終改正 2024年9月26日)
8. 監査基準報告書260「監査役等とのコミュニケーション」(最終改正 2024年9月26日)
9. 監査基準報告書315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」(最終改正 2024年9月26日)
10. 監査基準報告書540「会計上の見積りの監査」(最終改正 2024年9月26日)
11. 監査基準報告書560「後発事象」(最終改正 2024年9月26日)
12. 監査基準報告書620「専門家の業務の利用」(最終改正 2023年1月12日)
13. 監査基準報告書701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」(最終改正 2024年9月26日)
14. 監査基準報告書900「監査人の交代」(最終改正 2024年9月26日)
15. 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」(最終改正 2025年3月18日)
16. 保証業務実務指針(序)「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」(最終改正 2024年9月26日)
17. 保証業務実務指針3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」(最終改正 2024年9月26日)
18. 専門業務実務指針4400「合意された手続業務に関する実務指針」(最終改正 2023年3月16日)
19. 監査基準報告書500 実務指針第1号「イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針」(最終改正 2022年10月13日)
20. 監査基準報告書501 実務指針第1号「訴訟事件等に関わる顧問弁護士への質問書に関する実

務指針」(最終改正 2022 年 10 月 13 日)

21. 監査基準報告書 560 実務指針第 2 号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」(最終改正 2024 年 9 月 26 日)
22. 監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」(最終改正 2024 年 9 月 26 日)
23. 保証業務実務指針 3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」(最終改正 2023 年 3 月 16 日)
24. 保証業務実務指針 3420「プロフォーマ財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」(最終改正 2023 年 3 月 16 日)
25. 保証業務実務指針 3700「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」(最終改正 2024 年 9 月 26 日)
26. 保証業務実務指針 3701「非パブリック型のブロックチェーンを活用した受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」(最終改正 2023 年 3 月 16 日)
27. 保証業務実務指針 3702「情報セキュリティ等に関する受託業務の Trust に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」(最終改正 2023 年 3 月 16 日)
28. 専門業務実務指針 4450「労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書に対する合意された手続業務に関する実務指針」(最終改正 2023 年 3 月 16 日)
29. 専門業務実務指針 4451「産業競争力強化法における事業再編計画の認定申請書に添付する資金計画に対する合意された手続業務に関する実務指針」(最終改正 2023 年 3 月 16 日)
30. 専門業務実務指針 4452「農業競争力強化支援法における事業再編計画の認定申請書に添付する資金計画に対する合意された手続業務に関する実務指針」(最終改正 2023 年 3 月 16 日)
31. 専門業務実務指針 4453「電子開示書類等の XBRL データに対する合意された手続業務に関する実務指針」(最終改正 2023 年 3 月 16 日)
32. 専門業務実務指針「監査人から引受事務幹事会社への書簡について」(最終改正 2024 年 7 月 12 日)
33. 監査・保証基準委員会実務指針第 5 号「公認会計士業務における情報セキュリティに関する実務指針」(最終改正 2023 年 7 月 28 日)

II 主な訂正内容

1. 軽微な誤字・脱字の訂正及び他の監査基準報告書等との表現の整合性を図るための訂正を行っております。
2. 品質管理基準報告書第 1 号において、「監査業務の定期的な検証」を「監査業務の検証」に訂正しておりますが、本訂正は、報告書内の表現を統一することを目的とするものであり、規定の内容を変更するものではありません。
3. 2024 年 7 月 18 日付けで改正された「倫理規則」¹に関連し、倫理規則の参照項や用語などの置換えを行いました。

最新の監査基準報告書等については、[監査実務指針等一覧](#)をご参照ください。

¹ https://jicpa.or.jp/specialized_field/20240724edw.html

1. 監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（最終改正 2024 年 9 月 26 日）

正				誤			
付録 5：監査基準報告書及び関連する公表物の用語集				付録 5：監査基準報告書及び関連する公表物の用語集			
(省 略)				(省 略)			
	用 語	定義又は説明	備 考		用 語	定義又は説明	備 考
		(省 略)				(省 略)	
	大会社等 Public interest entity	ア. 全ての上場会社等 イ. 法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体 ウ. 倫理規則第 400. 13 項から第 400. 15 項、R400. 22 項及び第 400. 24 A1 項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体 上記ア及びイについて、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。	品基報第 1 号第 16 項(10JP) 品基報第 2 号第 13 項(4JP)		大会社等 Public interest entity	ア. 全ての上場会社等 イ. 法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体 ウ. 倫理規則第 400. 8 項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体 上記ア及びイについて、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。	品基報第 1 号第 16 項(10JP) 品基報第 2 号第 13 項(4JP)
		(省 略)				(省 略)	

2. 品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」（最終改正 2024 年 9 月 26 日）

正		誤	
《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 《6. 定義》 16. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。 (省 略) (10)JP 「大会社等」－ ア. 全ての上場会社等 イ. 法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体 ウ. 倫理規則第 400. 13 項から第 400. 15 項、R400. 22 項及び第 400. 24 A1 項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体 上記ア及びイについて、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 《9. 職業倫理及び独立性》（第 16 項(20)及び第 29 項参照） A62. 倫理規則は、会員に期待される質の高い倫理的行動基準を定めている。本規則は、職業的専門家としての公共の利益に関する責任に対する会員の認識を反映し、その倫理上の基本原則を定めている。これらの基本原則は、会員に期待される行動の基準を規定している。基本原則とは、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の各原則である。さらに、倫理規則は、会員が基本原則の遵守に対する阻害要因の識別、評価及び対処を行うために適用すべき概念的枠組みを定めている。倫理規則は、各トピックに対して概念的枠組みを適用する上で会員の利用に供するため、様々な事案に関する要求事項及び適用指針を定めている。 (省 略)		《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 《6. 定義》 16. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。 (省 略) (10)JP 「大会社等」－ ア. 全ての上場会社等 イ. 法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体 ウ. 倫理規則第 400. 8 項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体 上記ア及びイについて、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 《9. 職業倫理及び独立性》（第 16 項(20)及び第 29 項参照） A62. 倫理規則は、会員に期待される質の高い倫理的行動基準を定めている。本規則は、職業的専門家としての公共の利益に関する責任に対する会員の認識を反映し、その倫理上の基本原則を定めている。これらの基本原則は、会員に期待される行動の基準を規定している。基本原則とは、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の各原則である。さらに、倫理規則は、会員が基本原則の遵守に対する阻害要因の識別、評価及び対処を行うために適用すべき概念的枠組みを定めている。倫理規則は、各トピックに対して概念的枠組みを適用する上で会員の利用に供するため、様々な事案に関する要求事項及び適用指針を定めている。 (省 略)	

正	誤
A65. その他の者に適用される職業倫理は、職業倫理に関する規定及び監査事務所が品質管理システム又は業務の実施においてその他の者をどのように利用するかによる。 その他の者に適用される職業倫理に関する規定の例 (省 略) - 監査事務所のネットワーク、ネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーが、監査事務所が入手した関与先の情報へのアクセスがある場合には、そのような者に対して秘密保持の原則が適用されることがある。 (省 略) 《13. 情報と伝達》(第 33 項参照) 《(3) 外部の者とのコミュニケーション》 《② 監査事務所外の他の者とのコミュニケーション》(第 33 項(4)②参照) A115. 場合によっては、監査事務所は品質管理システムに関連する情報の外部への報告を法令等によって制限されることがある。 監査事務所が外部への報告を制限される場合の例 - 個人情報保護や秘密保持関連の法令等が特定の情報の開示を禁止している場合 - 法令等又は職業倫理に関する規定が秘密保持の義務に関する規定を含んでいる場合 (省 略) 《16. ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービス》(第 48 項参照) 《(4) 監査事務所が識別したネットワークの要求事項又はネットワーク・サービスの不備》(第 52 項参照) A185. 監査事務所が利用するネットワークの要求事項又はネットワーク・サービスは、監査事務所の 品質管理システムの一部を構成するため、モニタリング及び改善に関する本報告書の要求事項の 適用対象となる。ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービスは、ネットワーク、監査事 務所又はその双方によってモニタリングされる場合がある。 ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービスが、ネットワークと監査事務所の双方によってモニタリングされる場合の例 ネットワークは、共通の手法について、ネットワークレベルでモニタリング活動を実施する場合がある。監査事務所もまた、監査業務の検証を通じて、監査チームのメンバーによる手法の適用状況をモニタリングする。 (省 略) 《19JP. 監査事務所間の引継》(第 61JP 項参照) A207JP. 監査事務所は、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針又は手続を定める場合、《6. 契約の新規の締結及び更新》の項の記載に留意するとともに、監査基準報告書 900 を参照する。	A65. その他の者に適用される職業倫理は、職業倫理に関する規定及び監査事務所が品質管理システム又は業務の実施においてその他の者をどのように利用するかによる。 その他の者に適用される職業倫理に関する規定の例 (省 略) - 監査事務所のネットワーク、ネットワーク・ファーム又はサービス・プロバイダーが、監査事務所が入手した関与先の情報へのアクセスがある場合には、そのような者に対して守秘義務の原則が適用されることがある。 (省 略) 《13. 情報と伝達》(第 33 項参照) 《(3) 外部の者とのコミュニケーション》 《② 監査事務所外の他の者とのコミュニケーション》(第 33 項(4)②参照) A115. 場合によっては、監査事務所は品質管理システムに関連する情報の外部への報告を法令等によって制限されることがある。 監査事務所が外部への報告を制限される場合の例 - 個人情報保護や秘密保持関連の法令等が特定の情報の開示を禁止している場合 - 法令等又は職業倫理に関する規定が守秘義務に関する規定を含んでいる場合 (省 略) 《16. ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービス》(第 48 項参照) 《(4) 監査事務所が識別したネットワークの要求事項又はネットワーク・サービスの不備》(第 52 項参照) A185. 監査事務所が利用するネットワークの要求事項又はネットワーク・サービスは、監査事務所の 品質管理システムの一部を構成するため、モニタリング及び改善に関する本報告書の要求事項の 適用対象となる。ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービスは、ネットワーク、監査事 務所又はその双方によってモニタリングされる場合がある。 ネットワークの要求事項又はネットワーク・サービスが、ネットワークと監査事務所の双方によってモニタリングされる場合の例 ネットワークは、共通の手法について、ネットワークレベルでモニタリング活動を実施する場合がある。監査事務所もまた、監査業務の定期的な検証を通じて、監査チームのメンバーによる手法の適用状況をモニタリングする。 (省 略) 《19JP. 監査事務所間の引継》(第 61JP 項参照) A207JP. 監査事務所は、監査人の交代に関する監査業務の引継についての方針又は手続を定める場合、《5. 契約の新規の締結及び更新》の項の記載に留意するとともに、監査基準報告書 900 を参照する。

3. 品質管理基準報告書第2号「監査業務に係る審査」（最終改正 2024年9月26日）

正	誤
《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 《6. 定義》 13. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。 （省 略） （4）JP 「大会社等」－ ア. 全ての上場会社等 イ. 法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体 ウ. 倫理規則第 400. 13 項から第 400. 15 項、R400. 22 項及び第 400. 24 A1 項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体 上記ア及びイについて、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。	《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 《6. 定義》 13. 本報告書における用語の定義は、以下のとおりとする。 （省 略） （4）JP 「大会社等」－ ア. 全ての上場会社等 イ. 法令により、監査を実施するに当たり、上場会社等と同じ独立性の要件が求められる事業体 ウ. 倫理規則第 400. 8 項により追加的に大会社等と同様に扱うこととした事業体 上記ア及びイについて、我が国においては、公認会計士法上の大会社等がこれらの要件を満たしている。

4. 監査基準報告書 200「財務諸表監査における総括的な目的」（最終改正 2024年9月26日）

正	誤
《Ⅲ 適用指針》 《2. 財務諸表監査に関連する職業倫理に関する規定》（第 13 項参照） A14. 倫理規則では、倫理上の基本原則を次のとおり規定している。 （1）誠実性 （2）客観性 （3）職業的専門家としての能力及び正当な注意 （4）秘密保持 （5）職業的専門家としての行動 倫理上の基本原則は、職業的専門家に期待される行動の基準を定めている。 倫理規則の概念的枠組みは、職業的専門家が基本原則を遵守する上での阻害要因を識別及び評価し、これに対処する際に適用することが求められているアプローチを定めている。監査、レビュー及びその他の保証業務においては、倫理規則が、それらの業務に関連する独立性に対する阻害要因について、概念的枠組みの適用により対処することを意図している。	《Ⅲ 適用指針》 《2. 財務諸表監査に関連する職業倫理に関する規定》（第 13 項参照） A14. 倫理規則では、倫理上の基本原則を次のとおり規定している。 （1）誠実性 （2）客観性 （3）職業的専門家としての能力及び正当な注意 （4）守秘義務 （5）職業的専門家としての行動 倫理上の基本原則は、職業的専門家に期待される行動の基準を定めている。 倫理規則の概念的枠組みは、職業的専門家が基本原則を遵守する上での阻害要因を識別及び評価し、これに対処する際に適用することが求められているアプローチを定めている。監査、レビュー及びその他の保証業務においては、倫理規則が、それらの業務に関連する独立性に対する阻害要因について、概念的枠組みの適用により対処することを意図している。

5. 監査基準報告書 220「監査業務における品質管理」（最終改正 2024 年 9 月 26 日）

正	誤
《Ⅲ 適用指針》 《7. 業務運営に関する資源》（第25項から第28項参照） 《(2) テクノロジー資源》 A63. 監査業務において十分かつ適切な監査証拠を監査人が入手する際に、テクノロジー資源の利用が役立つ場合がある。テクノロジー・ツールの利用により、監査人が効果的かつ効率的に監査を管理することや、監査人が大量のデータを容易に評価することができるようになる。例えば、テクノロジー・ツールの利用により、監査人はより深い洞察の提供、異常な傾向の識別又は経営者の主張に対する効果的な批判的検討ができるようになり、それにより職業的専門家としての懐疑心を保持及び発揮する能力を高めることができる。監査チームは、会議の実施やコミュニケーションのためのツールとしてテクノロジー・ツールを利用することもある。 しかしながら、テクノロジー資源の不適切な利用は、監査人が意思決定の目的で利用するテクノロジー・ツールにより作成された情報に過度に依存するリスクを高め、又は秘密保持の原則等の職業倫理に関する規定の遵守に対する阻害要因を生じさせる可能性がある。	《Ⅲ 適用指針》 《7. 業務運営に関する資源》（第25項から第28項参照） 《(2) テクノロジー資源》 A63. 監査業務において十分かつ適切な監査証拠を監査人が入手する際に、テクノロジー資源の利用が役立つ場合がある。テクノロジー・ツールの利用により、監査人が効果的かつ効率的に監査を管理することや、監査人が大量のデータを容易に評価することができるようになる。例えば、テクノロジー・ツールの利用により、監査人はより深い洞察の提供、異常な傾向の識別又は経営者の主張に対する効果的な批判的検討ができるようになり、それにより職業的専門家としての懐疑心を保持及び発揮する能力を高めることができる。監査チームは、会議の実施やコミュニケーションのためのツールとしてテクノロジー・ツールを利用することもある。 しかしながら、テクノロジー資源の不適切な利用は、監査人が意思決定の目的で利用するテクノロジー・ツールにより作成された情報に過度に依存するリスクを高め、又は守秘義務の原則等の職業倫理に関する規定の遵守に対する阻害要因を生じさせる可能性がある。

6. 監査基準報告書 240「財務諸表監査における不正」（最終改正 2024 年 9 月 26 日）

正	誤
《Ⅲ 適用指針》 《11. 適切な規制当局への不正の報告》（第42項参照） A62. 監査基準報告書 250 では、監査人の秘密保持の義務の検討を含め、一定の状況において、違法行為又はその疑いを適切な規制当局に報告することが求められているかどうか、又は適切であるかどうかに関する監査人の判断についての詳細な指針が記載されている（監基報 250 の A27 項から A32 項参照）。	《Ⅲ 適用指針》 《11. 適切な規制当局への不正の報告》（第42項参照） A62. 監査基準報告書250では、監査人の守秘義務の検討を含め、一定の状況において、違法行為又はその疑いを適切な規制当局に報告することが求められているかどうか、又は適切であるかどうかに関する監査人の判断についての詳細な指針が記載されている（監基報250のA27項からA32項参照）。

7. 監査基準報告書 250「財務諸表監査における法令の検討」（最終改正 2024 年 9 月 26 日）

正	誤
《Ⅴ 適用指針》 《4. 識別された違法行為又はその疑いがある場合の監査手続》 《(3) 監査手続、並びに経営者及び監査役等との違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション》（第19 項参照） A21. 企業が実際に法令を遵守していることに関する十分な情報を経営者からも監査役等を通じても入手できない場合、監査人は、不正の可能性及び財務諸表への影響を含め、違法行為が疑われる状況における法令の適用について、企業の法務部門又は顧問弁護士に見解を求めることを検討する場合がある。監査人は、企業の法務部門又は顧問弁護士に見解を求めることが適切ではないと考える、又はその見解に納得できない場合、不正の可能性を含め、違法行為かどうか、起こり得る法的な影響、及び監査人が講ずるべき措置に関して、秘密扱いで、監査事務所内の他の者、ネットワーク・ファーム、監査人の利用する法律専門家に助言を求めることを検討する場合がある。 （省 略）	《Ⅴ 適用指針》 《4. 識別された違法行為又はその疑いがある場合の監査手続》 《(3) 監査手続、並びに経営者及び監査役等との違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション》（第19項参照） A21. 企業が実際に法令を遵守していることに関する十分な情報を経営者からも監査役等を通じても入手できない場合、監査人は、不正の可能性及び財務諸表への影響を含め、違法行為が疑われる状況における法令の適用について、企業の法務部門又は顧問弁護士に見解を求めることを検討する場合がある。監査人は、企業の法務部門又は顧問弁護士に見解を求めることが適切ではないと考える、又はその見解に納得できない場合、不正の可能性を含め、違法行為かどうか、起こり得る法的な影響、及び監査人が講ずるべき措置に関して、機密扱いで、監査事務所内の他の者、ネットワーク・ファーム、監査人の利用する法律専門家に助言を求めることを検討する場合がある。 （省 略）

正	誤
《5. 識別された違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション及び報告》 《(2) 適切な規制当局への違法行為又はその疑いの報告》(第 28 項参照) A31. このほか、法令や職業倫理規程に基づく監査人の 秘密保持の義務 により、違法行為又はその疑いを適切な規制当局に報告することが禁止されている国もある。	《5. 識別された違法行為又はその疑いについてのコミュニケーション及び報告》 《(2) 適切な規制当局への違法行為又はその疑いの報告》(第28項参照) A31. このほか、法令や職業倫理規程に基づく監査人の 守秘義務 により、違法行為又はその疑いを適切な規制当局に報告することが禁止されている国もある。

8. 監査基準報告書 260「監査役等とのコミュニケーション」(最終改正 2024 年 9 月 26 日)

正	誤
《Ⅲ 適用指針》 《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》 《(4) 監査人の独立性》(第 17 項及び第 18 項参照) A31. 倫理規則では、例えば以下に該当する場合、監査役等とのコミュニケーションを行うことが求められている。 ・ 合併又は企業買収等の効力発生日までに禁止されている利害又は関係を合理的に解消できない場合(倫理規則R400. 72項からR400. 76項参照) ・ 監査人の独立性に関する規定の違反が生じた場合(倫理規則R400. 80項からR400. 89項参照) ・ 特定の大会社等に対する報酬依存度が一定の割合を占める場合を含む、大会社等の報酬関連情報(倫理規則第410. 22 A1項からR410. 28項参照) ・ 監査業務の依頼人に対して非保証業務を提供する場合(倫理規則 R600. 20 A1項からR600. 25項 参照)	《Ⅲ 適用指針》 《2. コミュニケーションを行うことが要求される事項》 《(4) 監査人の独立性》(第 17 項及び第 18 項参照) A31. 倫理規則では、例えば以下に該当する場合、監査役等とのコミュニケーションを行うことが求められている。 ・ 合併又は企業買収等の効力発生日までに禁止されている利害又は関係を合理的に解消できない場合(倫理規則R400. 72項からR400. 76項参照) ・ 監査人の独立性に関する規定の違反が生じた場合(倫理規則R400. 80項からR400. 89項参照) ・ 特定の大会社等に対する報酬依存度が一定の割合を占める場合を含む、大会社等の報酬関連情報(倫理規則第410. 22 A1項からR410. 28項参照) ・ 監査業務の依頼人に対して非保証業務を提供する場合(倫理規則 R600. 19 A1項からR600. 24項 参照)

9. 監査基準報告書 315「重要な虚偽表示リスクの識別と評価」(最終改正 2024 年 9 月 26 日)

正	誤
《Ⅲ 適用指針》 《4. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》(第27項から第36項参照) 《(5) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク》(第27項(2)参照) 《② アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価》 《ア. 固有リスクの評価》(第 30 項から第 32 項参照) 《特別な検討を必要とするリスク》(第 31 項参照) 《特別な検討を必要とするリスクを決定する理由及び監査への影響》 A203. 監査人は、特別な検討を必要とするリスクを決定することで、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価したリスクにより重点を置くことができ、以下の事項を含む要求された特定の対応を実施することができる。 (省 略) ・ 監査基準報告書 330 は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度が高いほど、より確かな心証が得られる監査証拠を入手することを要求している(監基報 330、第 6 項(2)参照)。 (省 略)	《Ⅲ 適用指針》 《4. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》(第 27 項から第 36 項参照) 《(5) アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスク》(第27項(2)参照) 《② アサーション・レベルの重要な虚偽表示リスクの評価》 《ア. 固有リスクの評価》(第 30 項から第 32 項参照) 《特別な検討を必要とするリスク》(第 31 項参照) 《特別な検討を必要とするリスクを決定する理由及び監査への影響》 A203. 監査人は、特別な検討を必要とするリスクを決定することで、固有リスクが最も高い領域に存在すると評価したリスクにより重点を置くことができ、以下の事項を含む要求された特定の対応を実施することができる。 (省 略) ・ 監査基準報告書 330 は、評価した重要な虚偽表示リスクの程度が高いほど、より確かな心証が得られる監査証拠を入手することを要求している(監基報 330、第 6 項(2)参照) (省 略)

10. 監査基準報告書 540「会計上の見積りの監査」（最終改正 2024 年 9 月 26 日）

正	誤
《Ⅲ 適用指針》 《5. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》（第 4 項及び第 15 項参照） 《(2) 複雑性又は主観性》（第 15 項(2)参照） 《複雑性がデータの選択及び適用に影響する程度》 A77. 会計上の見積りに使用するデータの選択及び適用に複雑性が及ぼす影響の程度を考慮する際、監査人は以下の事項を検討することがある。 情報源の適合性と信頼性を考慮してデータを入手するプロセスの複雑性。ある情報源から入手したデータは、別の情報源から入手したデータよりも信頼性が高い場合がある。また、外部から入手した情報の中には、秘密保持又は権利上の理由により、使用されている基礎データの入手先や、データの蓄積及び処理の方法など、データの信頼性の検討に関連する情報の全部又は一部が開示されないことがある。 （省 略）	《Ⅲ 適用指針》 《5. 重要な虚偽表示リスクの識別と評価》（第 4 項及び第 15 項参照） 《(2) 複雑性又は主観性》（第 15 項(2)参照） 《複雑性がデータの選択及び適用に影響する程度》 A77. 会計上の見積りに使用するデータの選択及び適用に複雑性が及ぼす影響の程度を考慮する際、監査人は以下の事項を検討することがある。 情報源の適合性と信頼性を考慮してデータを入手するプロセスの複雑性。ある情報源から入手したデータは、別の情報源から入手したデータよりも信頼性が高い場合がある。また、外部から入手した情報の中には、守秘義務又は権利上の理由により、使用されている基礎データの入手先や、データの蓄積及び処理の方法など、データの信頼性の検討に関連する情報の全部又は一部が開示されないことがある。 （省 略）

11. 監査基準報告書 560「後発事象」（最終改正 2024 年 9 月 26 日）

正	誤
《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》 2. 財務諸表は、期末日後に発生した一定の事象によって影響を受けることがある。財務報告の枠組みの多くが、このような事象についての指針を設けている。 財務報告の枠組みにおいては、後発事象は一般的に、以下の二つの種類の事象に分類されている。 (1) 期末日現在において既に存在している状況に関する証拠を提供する事象（修正後発事象） (2) 期末日後において発生した状況に関する証拠を提供する事象（開示後発事象） 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」のA67項に記載のとおり、監査報告書日は、監査人がその日付までに気付き、かつその日付までに発生した事象や取引の影響を検討したことを、利用者に知らせるものである。	《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 《1. 本報告書の範囲》 2. 財務諸表は、期末日後に発生した一定の事象によって影響を受けることがある。財務報告の枠組みの多くが、このような事象についての指針を設けている。 財務報告の枠組みにおいては、後発事象は一般的に、以下の二つの種類の事象に分類されている。 (1) 期末日現在において既に存在している状況に関する証拠を提供する事象（修正後発事象） (2) 期末日後において発生した状況に関する証拠を提供する事象（開示後発事象） 監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」のA66項に記載のとおり、監査報告書日は、監査人がその日付までに気付き、かつその日付までに発生した事象や取引の影響を検討したことを、利用者に知らせるものである。

12. 監査基準報告書 620「専門家の業務の利用」（最終改正 2023 年 1 月 12 日）

正	誤
項番号 （省 略） Ⅲ 適用指針 （省 略） 6. 監査人の利用する専門家との合意…………… A23 （省 略） (4) 秘密保持…………… A31 （省 略）	項番号 （省 略） Ⅲ 適用指針 （省 略） 6. 監査人の利用する専門家との合意…………… A23 （省 略） (4) 守秘義務…………… A31 （省 略）

正	誤
《Ⅱ 要求事項》 《5. 監査人の利用する専門家との合意》 10. 監査人は、適切な場合には書面又は電磁的記録によって、監査人の利用する専門家と以下の事項について合意しなければならない（A23項からA26項参照）。 （1）専門家の業務の内容、範囲及び目的（A27項参照） （2）監査人及び専門家のそれぞれの役割と責任（A28項及びA29項参照） （3）専門家が提出する報告書の様式を含め、監査人と専門家との間のコミュニケーションの内容、時期及び範囲（A30項参照） （4）専門家が秘密保持の原則を遵守する必要性（A31項参照） （省 略） 《Ⅲ 適用指針》 《6. 監査人の利用する専門家との合意》（第10項参照） A24. 第7項における事項は、書面又は電磁的記録による合意が適切であるかどうかを含め、監査人と専門家の間の合意に関する詳細さの程度と形式に影響を与えることがある。例えば、以下の状況においては、より詳細な合意や書面又は電磁的記録による合意の必要性を示唆することがある。 ・ 専門家が秘密扱い又は部外秘の企業情報にアクセスすること。 ・ 監査人及び専門家のそれぞれの役割又は責任が、通常期待されるものと異なること。 ・ 複数の国の法令等が適用されること。 ・ 専門家の業務に関係する事項が非常に複雑であること。 ・ 監査人が当該専門家によって実施された業務を以前に利用したことがないこと。 ・ 専門家の業務の範囲が広ければ広いほど、監査における重要性が高いこと。 （省 略） 《(4) 秘密保持》（第10項(4)参照） A31. 監査人に適用される職業倫理で要求される秘密保持に関する事項は、専門家にも適用することが必要である。また、法令等によって追加的に要求される事項が課されることがある。さらに、企業が特定の秘密保持条項についての合意を外部の専門家に要請することもある。 《付録 監査人と外部の専門家との合意に際しての考慮事項》（A25項参照） （省 略） 《秘密保持》 ・ 外部の専門家が秘密保持の原則を遵守する必要性 － 監査人に適用される職業倫理で要求される秘密保持に関する事項 － 法令等によって課される追加的に要求される事項（該当する場合） － 企業が要請する特定の秘密保持条項（該当する場合）	《Ⅱ 要求事項》 《5. 監査人の利用する専門家との合意》 10. 監査人は、適切な場合には書面又は電磁的記録によって、監査人の利用する専門家と以下の事項について合意しなければならない（A23項からA26項参照）。 （1）専門家の業務の内容、範囲及び目的（A27項参照） （2）監査人及び専門家のそれぞれの役割と責任（A28項及びA29項参照） （3）専門家が提出する報告書の様式を含め、監査人と専門家との間のコミュニケーションの内容、時期及び範囲（A30項参照） （4）専門家が守秘義務を遵守する必要性（A31項参照） （省 略） 《Ⅲ 適用指針》 《6. 監査人の利用する専門家との合意》（第10項参照） A24. 第7項における事項は、書面又は電磁的記録による合意が適切であるかどうかを含め、監査人と専門家の間の合意に関する詳細さの程度と形式に影響を与えることがある。例えば、以下の状況においては、より詳細な合意や書面又は電磁的記録による合意の必要性を示唆することがある。 ・ 専門家が機密扱い又は部外秘の企業情報にアクセスすること。 ・ 監査人及び専門家のそれぞれの役割又は責任が、通常期待されるものと異なること。 ・ 複数の国の法令等が適用されること。 ・ 専門家の業務に関係する事項が非常に複雑であること。 ・ 監査人が当該専門家によって実施された業務を以前に利用したことがないこと。 ・ 専門家の業務の範囲が広ければ広いほど、監査における重要性が高いこと。 （省 略） 《(4) 守秘義務》（第10項(4)参照） A31. 監査人に適用される職業倫理で要求される守秘義務に関する事項は、専門家にも適用することが必要である。また、法令等によって追加的に要求される事項が課されることがある。さらに、企業が特定の守秘義務条項についての合意を外部の専門家に要請することもある。 《付録 監査人と外部の専門家との合意に際しての考慮事項》（A25項参照） （省 略） 《守秘義務》 ・ 外部の専門家が守秘義務を遵守する必要性 － 監査人に適用される職業倫理で要求される守秘義務に関する事項 － 法令等によって課される追加的に要求される事項（該当する場合） － 企業が要請する特定の守秘義務条項（該当する場合）

13. 監査基準報告書 701「独立監査人の監査報告書における監査上の主要な検討事項の報告」（最終改正 2024 年 9 月 26 日）

正	誤
《Ⅲ 適用指針》 《3. 監査上の主要な検討事項の報告》 《(3) 監査上の主要な検討事項として決定した事項を監査報告書において報告しない場合》（第 13 項参照） A55. 監査人は、監査上の主要な検討事項として決定した事項を報告することについて、我が国における職業倫理に関する規定に照らして検討することが必要となることがある。監査人が追加的な情報開示を促した場合において経営者が情報を開示しないときに、監査人が監査の基準に基づき正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報を監査上の主要な検討事項に含めることは、監査人の業務上知り得た秘密情報を開示又は利用することが認められる正当な理由に該当する（倫理規則第 114.3 A1 項(2)④参照）。 さらに、監査人は、当該事項に関して監査報告書において報告しているかどうかにかかわらず、規制・監督当局への報告が法令により要求されることがある（例えば、金融商品取引法第 193 条の 3 参照）。このような規制・監督当局への報告（その対象になるか否かの検討を含む。）は、当該事項を監査上の主要な検討事項として報告することによってもたらされる不利益に関する監査人の検討に役立つことがある。	《Ⅲ 適用指針》 《3. 監査上の主要な検討事項の報告》 《(3) 監査上の主要な検討事項として決定した事項を監査報告書において報告しない場合》（第 13 項参照） A55. 監査人は、監査上の主要な検討事項として決定した事項を報告することについて、我が国における職業倫理に関する規定に照らして検討することが必要となることがある。監査人が追加的な情報開示を促した場合において経営者が情報を開示しないときに、監査人が監査の基準に基づき正当な注意を払って職業的専門家としての判断において当該情報を監査上の主要な検討事項に含めることは、監査人の守秘義務が解除される正当な理由に該当する（倫理規則第 114.1 A1 項(3)④参照）。 さらに、監査人は、当該事項に関して監査報告書において報告しているかどうかにかかわらず、規制・監督当局への報告が法令により要求されることがある（例えば、金融商品取引法第 193 条の 3 参照）。このような規制・監督当局への報告（その対象になるか否かの検討を含む。）は、当該事項を監査上の主要な検討事項として報告することによってもたらされる不利益に関する監査人の検討に役立つことがある。

14. 監査基準報告書 900「監査人の交代」（最終改正 2024 年 9 月 26 日）

正	誤
項番号 (省 略) Ⅱ 要求事項 (省 略) 4. 秘密保持..... 18 Ⅲ 適用指針 (省 略) 4. 秘密保持..... A13 Ⅳ 適用 付録 1 監査人予定者の指定に関する通知書の文例 付録 2 監査人予定者が監査契約の締結前に取り交わす秘密保持についての確認書の文例 付録 3 監査調書の閲覧に伴う秘密保持に関する承諾書の文例 《Ⅱ 要求事項》 《2. 監査業務の引継 - 前任監査人》 15. 前任監査人は、監査人予定者及び監査人に対して以下の監査調書の閲覧の求めに応じなければならない（A9項からA11項参照）。 - 第14項に規定している項目に関連する監査調書 - 期首残高に関連する監査調書 また、前任監査人は、監査調書の閲覧方法（複写の範囲を含む。）について、監査人予定者及び監査人と協議しなければならない。	項番号 (省 略) Ⅱ 要求事項 (省 略) 4. 守秘義務..... 18 Ⅲ 適用指針 (省 略) 4. 守秘義務..... A13 Ⅳ 適用 付録 1 監査人予定者の指定に関する通知書の文例 付録 2 監査人予定者が監査契約の締結前に取り交わす守秘義務についての確認書の文例 付録 3 監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書の文例 《Ⅱ 要求事項》 《2. 監査業務の引継 - 前任監査人》 15. 前任監査人は、監査人予定者及び監査人に対して以下の監査調書の閲覧の求めに応じなければならない（A9項からA11項参照）。 - 第14項に規定している項目に関連する監査調書 - 期首残高に関連する監査調書 また、前任監査人は、監査調書の閲覧方法（複写の範囲を含む。）について、監査人予定者及び監査人と協議しなければならない。

正	誤
なお、監査人予定者及び監査人による前任監査人の監査調書の閲覧に関して目的外の利用が制限されていること等を明確にするため、前任監査人と監査人予定者及び監査人は、監査調書の閲覧の前に「監査調書の閲覧に伴う秘密保持に関する承諾書」を取り交わさなければならない。 (省 略) 《４．秘密保持》 18. 前任監査人、監査人予定者及び監査人は、業務上知り得た秘密情報を他の者に漏洩し、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない（倫理規則R114.1項からR114.3項参照）。 なお、業務上知り得た秘密情報を開示又は利用することが認められる正当な理由に、監査業務の引継を行う場合が含まれており（倫理規則第114.3 A1項(2)④参照）、あらかじめ監査契約書又は監査約款にその旨を明記しなければならない。 (省 略) 20. 監査人予定者は、監査契約を締結するか否かにかかわらず、監査契約の締結前に会社から得た情報及び監査業務の引継に関して前任監査人から得た情報に対しても秘密保持の義務を負い（倫理規則R114.1項からR114.3項参照）、会社とその旨を文書で確認しなければならない（A13項参照）。 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 《１．監査業務の引継 – 監査人予定者及び監査人》 A1. 倫理規則は、専門業務を実施するに際し、次の基本原則の遵守を求めている。 (1) 誠実性 (2) 客観性 (3) 職業的専門家としての能力及び正当な注意 (4) 秘密保持 (5) 職業的専門家としての行動 倫理規則R320.4項から第320.4 A4項では、監査人の交代を依頼された場合、これらの基本原則を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用することが求められている。概念的枠組みアプローチに基づき、監査人予定者及び監査人は、基本原則の遵守に対する阻害要因を識別及び評価し、当該阻害要因が許容可能な水準にないと判断する場合には、阻害要因を除去するか、又はセーフガードを適用して許容可能な水準にまで軽減することになる（第6項参照）。 (省 略) 《２．監査業務の引継 – 前任監査人》 A11. 付録3に、前任監査人と監査人予定者及び監査人との間で取り交わす「監査調書の閲覧に伴う秘密保持に関する承諾書」の文例が示されている（第15項参照）。 (省 略) 《４．秘密保持》 A13. 付録2に、監査人予定者が会社との間で監査契約の締結前に秘密保持について確認するための文例「監査人予定者が監査契約の締結前に取り交わす秘密保持についての確認書」が示されている（第20項参照）。 (省 略)	なお、監査人予定者及び監査人による前任監査人の監査調書の閲覧に関して目的外の利用が制限されていること等を明確にするため、前任監査人と監査人予定者及び監査人は、監査調書の閲覧の前に「監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書」を取り交わさなければならない。 (省 略) 《４．守秘義務》 18. 前任監査人、監査人予定者及び監査人は、業務上知り得た情報を他の者に漏洩し、又は自己若しくは第三者の利益のために利用してはならない（倫理規則R114.1項参照）。 なお、守秘義務が解除される正当な理由に、監査業務の引継を行う場合が含まれており（倫理規則第114.1 A1項(3)④参照）、あらかじめ監査契約書又は監査約款にその旨を明記しなければならない。 (省 略) 20. 監査人予定者は、監査契約を締結するか否かにかかわらず、監査契約の締結前に会社から得た情報及び監査業務の引継に関して前任監査人から得た情報に対しても守秘義務を負い（倫理規則R114.1項参照）、会社とその旨を文書で確認しなければならない（A13項参照）。 (省 略) 《Ⅲ 適用指針》 《１．監査業務の引継 – 監査人予定者及び監査人》 A1. 倫理規則は、専門業務を実施するに際し、次の基本原則の遵守を求めている。 (1) 誠実性 (2) 客観性 (3) 職業的専門家としての能力及び正当な注意 (4) 守秘義務 (5) 職業的専門家としての行動 倫理規則R320.4項から第320.4 A4項では、監査人の交代を依頼された場合、これらの基本原則を遵守するために概念的枠組みアプローチを適用することが求められている。概念的枠組みアプローチに基づき、監査人予定者及び監査人は、基本原則の遵守に対する阻害要因を識別及び評価し、当該阻害要因が許容可能な水準にないと判断する場合には、阻害要因を除去するか、又はセーフガードを適用して許容可能な水準にまで軽減することになる（第6項参照）。 (省 略) 《２．監査業務の引継 – 前任監査人》 A11. 付録3に、前任監査人と監査人予定者及び監査人との間で取り交わす「監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書」の文例が示されている（第15項参照）。 (省 略) 《４．守秘義務》 A13. 付録2に、監査人予定者が会社との間で監査契約の締結前に守秘義務について確認するための文例「監査人予定者が監査契約の締結前に取り交わす守秘義務についての確認書」が示されている（第20項参照）。 (省 略)

正	誤
《付録１ 監査人予定者の指定に関する通知書の文例》（A2 項参照） ×年×月×日 〔前任監査人名〕 〇〇監査法人 代表社員 〇〇〇〇 殿 〔監査人予定者名〕 □□監査法人 代表社員 〇〇〇〇 殿 〔会社名〕 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 さて、弊社の監査人の交代に際して、〔監査人予定者名〕□□監査法人を〔前任監査人名〕〇〇監査法人に代わる監査人予定者として指定したことを通知いたします。 監査契約書（又は監査約款）により、監査業務の引継に必要とされる情報に関して、〔前任監査人名〕〇〇監査法人の業務上知り得た秘密情報を開示又は利用することが認められております。そのため、□□監査法人による監査契約の締結の可否の判断及び監査を実施する上で有用な情報を〇〇監査法人が提供することについて、以下の事項を了解しております。 （省 略） 敬 具	《付録１ 監査人予定者の指定に関する通知書の文例》（A2項参照） ×年×月×日 〔前任監査人名〕 〇〇監査法人 代表社員 〇〇〇〇 殿 〔監査人予定者名〕 □□監査法人 代表社員 〇〇〇〇 殿 〔会社名〕 〇〇〇〇株式会社 代表取締役 〇〇〇〇 拝啓 時下ますますご清祥のこととお慶び申し上げます。 さて、弊社の監査人の交代に際して、〔監査人予定者名〕□□監査法人を〔前任監査人名〕〇〇監査法人に代わる監査人予定者として指定したことを通知いたします。 監査契約書（又は監査約款）により、監査業務の引継に必要とされる情報に関して、〔前任監査人名〕〇〇監査法人の守秘義務は解除されております。そのため、□□監査法人による監査契約の締結の可否の判断及び監査を実施する上で有用な情報を〇〇監査法人が提供することについて、以下の事項を了解しております。 （省 略） 敬 具
（省 略） 《付録２ 監査人予定者が監査契約の締結前に取り交わす秘密保持についての確認書の文例》（A13 項参照） 秘密保持に関する確認書 〔監査予定会社名〕〇〇株式会社（以下「甲」という。）と〔監査人予定者名〕□□監査法人（以下「乙」という。）は、甲乙間の監査契約の締結前に甲及び〔前任監査人名〕〇〇監査法人（以下「丙」という。）が監査業務の引継のために乙に開示する秘密情報の取扱いに関し、次のとおり確認する。 １．本確認書でいう秘密情報とは、甲及び丙が監査業務の引継のために乙に開示する情報の全てであり、書面又は電磁的記録により開示又は提供するもののほか、口頭による説明を含むものとする。ただし、以下の情報は秘密情報から除くものとする。 （１）甲又は丙から開示された時点で、既に公知となっていたもの （２）甲又は丙から開示された後で、乙の責に帰すべき事由によらず公知となったもの （３）甲又は丙から開示された時点で、既に乙が保有していたもの （４）秘密保持の義務を負うことなく、第三者から正当に開示されたもの ２．乙は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密情報を他の者に漏洩してはならず、これを甲との監査契	（省 略） 《付録２ 監査人予定者が監査契約の締結前に取り交わす守秘義務についての確認書の文例》（A13 項参照） 守秘義務に関する確認書 〔監査予定会社名〕〇〇株式会社（以下「甲」という。）と〔監査人予定者名〕□□監査法人（以下「乙」という。）は、甲乙間の監査契約の締結前に甲及び〔前任監査人名〕〇〇監査法人（以下「丙」という。）が監査業務の引継のために乙に開示する秘密情報の取扱いに関し、次のとおり確認する。 １．本確認書でいう秘密情報とは、甲及び丙が監査業務の引継のために乙に開示する情報の全てであり、書面又は電磁的記録により開示又は提供するもののほか、口頭による説明を含むものとする。ただし、以下の情報は秘密情報から除くものとする。 （１）甲又は丙から開示された時点で、既に公知となっていたもの （２）甲又は丙から開示された後で、乙の責に帰すべき事由によらず公知となったもの （３）甲又は丙から開示された時点で、既に乙が保有していたもの （４）守秘義務を負うことなく、第三者から正当に開示されたもの ２．乙は、正当な理由なく、業務上知り得た秘密情報を他の者に漏洩してはならず、これを甲との監査契

正	誤
約の締結の可否の判断及び監査契約締結後に実施する監査に役立てる目的のみに使用するものとする。 3. 甲乙間で監査契約を締結した場合には、本確認書に基づく秘密保持に代えて当該監査契約に基づく秘密保持に係る条項を適用するものとする。一方、監査契約を締結しなかった場合においては、本確認書に基づく秘密保持は将来にわたり存続するものとする。 4. 乙は、本確認書に基づく秘密保持の履行を怠ったときは、甲に対しその損害を賠償するものとする。 (省 略)	約の締結の可否の判断及び監査契約締結後に実施する監査に役立てる目的のみに使用するものとする。 3. 甲乙間で監査契約を締結した場合には、本確認書に基づく守秘義務に代えて当該監査契約に基づく守秘義務に係る条項を適用するものとする。一方、監査契約を締結しなかった場合においては、本確認書に基づく守秘義務は将来にわたり存続するものとする。 4. 乙は、本確認書に基づく守秘義務の履行を怠ったときは、甲に対しその損害を賠償するものとする。 (省 略)
《付録3 監査調書の閲覧に伴う秘密保持に関する承諾書の文例》(A11項参照) ×年×月×日 監査調書の閲覧に伴う秘密保持に関する承諾書 (省 略) 8. 会社の監査に関連して作成された甲の監査調書の閲覧について第三者(9.の者を除く。)から依頼があった場合、乙の監査調書から入手した情報及び監査調書の複写を第三者の閲覧に供する場合には、甲は、甲が監査調書を閲覧に供する前に、乙に通知し了解を得なければならない。(注2)また、甲は、甲の監査調書を当該第三者の閲覧に供するに当たり、当該第三者から、閲覧の目的、秘密保持その他本書面又は電磁的記録に記載の事項を理解する旨を記載した書面又は電磁的記録を、乙に代わって入手する。 (省 略) 以 上	《付録3 監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書の文例》(A11項参照) ×年×月×日 監査調書の閲覧に伴う守秘義務に関する承諾書 (省 略) 8. 会社の監査に関連して作成された甲の監査調書の閲覧について第三者(9.の者を除く。)から依頼があった場合、乙の監査調書から入手した情報及び監査調書の複写を第三者の閲覧に供する場合には、甲は、甲が監査調書を閲覧に供する前に、乙に通知し了解を得なければならない。(注2)また、甲は、甲の監査調書を当該第三者の閲覧に供するに当たり、当該第三者から、閲覧の目的、守秘義務その他本書面又は電磁的記録に記載の事項を理解する旨を記載した書面又は電磁的記録を、乙に代わって入手する。 (省 略) 以 上

15. 期中レビュー基準報告書第2号「独立監査人が実施する期中財務諸表に対するレビュー」(最終改正 2025年3月18日)

正	誤
《Ⅲ 適用指針》 《5. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》(第44項から第47項参照) (省 略) A17. 国によっては、法令等により、監査人が一定の事項をガバナンスに責任を有する者にコミュニケーションすることが制限されている場合がある。例えば、法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、適切な機関による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為の実施を明確に禁止していることがある。そのような監査人の秘密保持の義務とコミュニケーションの義務の間に複雑な対立がある状況においては、監査人は法律専門家に助言を求めることを検討することがある。	《Ⅲ 適用指針》 《5. 経営者及び監査役等とのコミュニケーション》(第44項から第47項参照) (省 略) A17. 国によっては、法令等により、監査人が一定の事項をガバナンスに責任を有する者にコミュニケーションすることが制限されている場合がある。例えば、法令等により、違法行為又はその疑いのある行為について、適切な機関による調査を害するおそれのあるコミュニケーションやその他の行為の実施を明確に禁止していることがある。そのような監査人の守秘義務とコミュニケーションの義務の間に複雑な対立がある状況においては、監査人は法律専門家に助言を求めることを検討することがある。

16. 保証業務実務指針（序）「レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の体系及び用語」（最終改正 2024 年 9 月 26 日）

正	誤
付録 4：レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の 起草方針 1. 実務指針 実務指針は、会員が遵守すべき基準等に該当するものであり、関連する実務指針は、レビュー業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」、保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」及び専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」（以下「基本となる実務指針」という。）と併せて適用されることを前提とするものである。 (省 略) 2. 実務ガイダンス 実務ガイダンスは、会員が遵守すべき基準等には該当しないが、基本となる実務指針等の理解を促進し適切な適用を支援するためのものとして当協会で合意されたものである。基本となる実務指針との関連性を明確に示すため、実務指針の起草方針に基づき起草することとする。なお、冒頭セクションにおいて、以下を明記する。 ・ 会員が遵守すべき基準等には該当しないこと。 また、各実務ガイダンスの表題は、基本となる実務指針との関連が明確になるように付す。 (例) 保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」に関連する実務ガイダンス 【表題】保証業務実務指針 3000 実務ガイダンス第〇号 ×××に関する実務ガイダンス (省 略)	付録 4：レビュー業務実務指針、保証業務実務指針及び専門業務実務指針並びに関連する公表物の 起草方針 1. 実務指針 実務指針は、会員が遵守すべき基準等に該当するものであり、関連する実務指針は、レビュー業務実務指針 2400「財務諸表のレビュー業務」、保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の実務指針」及び専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」（以下「基本となる実務指針」という。）と併せて適用されることを前提とするものである。 (省 略) 2. 実務ガイダンス 実務ガイダンスは、会員が遵守すべき基準等には該当しないが、基本となる実務指針等の理解を促進し適切な適用を支援するためのものとして当協会で合意されたものである。基本となる実務指針との関連性を明確に示すため、実務指針の起草方針に基づき起草することとする。なお、冒頭セクションにおいて、以下を明記する。 ・ 会員が遵守すべき基準等には該当しないこと。 また、各実務ガイダンスの表題は、基本となる実務指針との関連が明確になるように付す。 (例) 保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の実務指針」に関連する実務ガイダンス 【表題】保証業務実務指針 3000 実務ガイダンス第〇号 ×××に関する実務ガイダンス (省 略)

17. 保証業務実務指針 3000「監査及びレビュー業務以外の保証業務に関する実務指針」（最終改正 2024 年 9 月 26 日）

正	誤
《Ⅲ 適用指針》 《5. 我が国における職業倫理に関する規定》（第 3 項(1)、第 20 項及び第 22 項(1)参照） A31. 日本公認会計士協会が公表する倫理規則パート 1 では、倫理上の基本原則として、以下を定めている。 (1) 誠実性 (2) 客観性 (3) 職業的専門家としての能力及び正当な注意 (4) 秘密保持 (5) 職業的専門家としての行動 (省 略) 《7. 品質管理》 《(1) 監査事務所に所属する公認会計士》（第 20 項並びに第 31 項(1)及び(2)参照） A60. 本実務指針は、我が国における職業倫理に関する規定など、監査事務所に所属する公認会計士が実施する保証業務の品質を確保するための様々な対応に関連した記載を行っている。当該対応には、例えば、以	《Ⅲ 適用指針》 《5. 我が国における職業倫理に関する規定》（第 3 項(1)、第 20 項及び第 22 項(1)参照） A31. 日本公認会計士協会が公表する倫理規則パート 1 では、倫理上の基本原則として、以下を定めている。 (1) 誠実性 (2) 客観性 (3) 職業的専門家としての能力及び正当な注意 (4) 守秘義務 (5) 職業的専門家としての行動 (省 略) 《7. 品質管理》 《(1) 監査事務所に所属する公認会計士》（第 20 項並びに第 31 項(1)及び(2)参照） A60. 本実務指針は、我が国における職業倫理に関する規定など、監査事務所に所属する公認会計士が実施する保証業務の品質を確保するための様々な対応に関連した記載を行っている。当該対応には、例えば、以

正	誤
下が含まれる。 (1) 公認会計士登録に必要な教育及び実務経験、職業的専門家としての継続的な能力開発及び生涯にわたる学習などの専門的な能力に関する要求 (2) 監査事務所の中で適用される品質管理システム。品質管理基準報告書第 1 号は本実務指針に基づく保証業務に適用される。 (3) 独立性に関する詳細な要求事項を含む、以下の基本原則に基づく包括的な倫理規定 ・ 誠実性 ・ 客観性 ・ 職業的専門家としての能力及び正当な注意 ・ 秘密保持 ・ 職業的専門家としての行動 (省 略) 《10. 証拠の入手》 《(4) 専門家の業務の利用に関する考慮事項》 《業務実施者の利用する専門家との合意》(第 52 項(3)参照) A130. 業務実施者と専門家との合意には、以下のような事項を含めることが適切なことがある。 (1) 業務実施者及び専門家のそれぞれの役割と責任 (2) 専門家が提出する報告書の様式を含め、業務実施者と専門家との間のコミュニケーションの内容、時期及び範囲 (3) 専門家が秘密保持の原則を遵守する必要性 (省 略) 《15. 保証報告書の作成》 《(2) 保証報告書の内容》 《職業倫理》(第 69 項(10)参照) A172. 職業倫理の規定の遵守に関する保証報告書における記載は、例えば以下のとおりである。 「当監査法人は、日本公認会計士協会の公表した倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。」 (省 略) 《16. 無限定の結論及び除外事項付結論》(第 74 項から第 77 項、及び付録 1 参照) A192e. ある状況においては、法令又は職業倫理に関する規定に基づく監査人の秘密保持の義務により、違法行為又はその疑いを適切な当局に報告することが禁止されていることがある。また、違法行為又はその疑いの適切な当局への報告が職業倫理に関する規定に定められた秘密保持の義務に対する違反として取扱われないことがある。 A192f. 業務実施者がどのような追加的な対応を取りうるか及び特定の対応を講じることによる職業的又は法的影響を理解するための法的助言を得る場合に、又は、当局又は職業団体に取扱いを問合せる際に（ただし、法令で禁じられていない場合又は秘密保持の義務に対する違反とならない場合に限る）、業務実施者が	下が含まれる。 (1) 公認会計士登録に必要な教育及び実務経験、職業的専門家としての継続的な能力開発及び生涯にわたる学習などの専門的な能力に関する要求 (2) 監査事務所の中で適用される品質管理システム。品質管理基準報告書第 1 号は本実務指針に基づく保証業務に適用される。 (3) 独立性に関する詳細な要求事項を含む、以下の基本原則に基づく包括的な倫理規定 ・ 誠実性 ・ 客観性 ・ 職業的専門家としての能力及び正当な注意 ・ 守秘義務 ・ 職業的専門家としての行動 (省 略) 《10. 証拠の入手》 《(4) 専門家の業務の利用に関する考慮事項》 《業務実施者の利用する専門家との合意》(第 52 項(3)参照) A130. 業務実施者と専門家との合意には、以下のような事項を含めることが適切なことがある。 (1) 業務実施者及び専門家のそれぞれの役割と責任 (2) 専門家が提出する報告書の様式を含め、業務実施者と専門家との間のコミュニケーションの内容、時期及び範囲 (3) 専門家が守秘義務を遵守する必要性 (省 略) 《15. 保証報告書の作成》 《(2) 保証報告書の内容》 《職業倫理》(第 69 項(10)参照) A172. 職業倫理の規定の遵守に関する保証報告書における記載は、例えば以下のとおりである。 「当監査法人は、日本公認会計士協会の公表した倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。」 (省 略) 《16. 無限定の結論及び除外事項付結論》(第 74 項から第 77 項、及び付録 1 参照) A192e. ある状況においては、法令又は職業倫理に関する規定に基づく監査人の守秘義務により、違法行為又はその疑いを適切な当局に報告することが禁止されていることがある。また、違法行為又はその疑いの適切な当局への報告が職業倫理に関する規定に定められた守秘義務に対する違反として取扱われないことがある。 A192f. 業務実施者がどのような追加的な対応を取りうるか及び特定の対応を講じることによる職業的又は法的影響を理解するための法的助言を得る場合に、又は、当局又は職業団体に取扱いを問合せる際に（ただし、法令で禁じられていない場合又は守秘義務違反とならない場合に限る）、業務実施者が監査事務所内や

正	誤
監査事務所内やネットワーク・ファーム内で協議することを検討することがある（倫理規則第 360.39 A1 項等参照）。 （省 略） 《付録 3 主題情報の提示を受ける保証業務に係る保証報告書の文例》 《文例 1》 （省 略）	ネットワーク・ファーム内で協議することを検討することがある（倫理規則第 360.39 A1 項等参照）。 （省 略） 《付録 3 主題情報の提示を受ける保証業務に係る保証報告書の文例》 《文例 1》 （省 略）
独立業務実施者の保証報告書 （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート 4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略）	独立業務実施者の保証報告書 （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート 4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略）
《文例 2》 （省 略） 独立業務実施者の保証報告書 （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート 4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略）	《文例 2》 （省 略） 独立業務実施者の保証報告書 （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート 4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略）

正	誤
《文例 3》 (省 略) 独立業務実施者の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート 4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略) 《文例 4》 (省 略) 独立業務実施者の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート 4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)	《文例 3》 (省 略) 独立業務実施者の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート 4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略) 《文例 4》 (省 略) 独立業務実施者の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート 4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)

正	誤
《文例 5》 (省 略) 独立業務実施者の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート 4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略) 《文例 6》 (省 略) 独立業務実施者の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート 4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)	《文例 5》 (省 略) 独立業務実施者の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート 4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略) 《文例 6》 (省 略) 独立業務実施者の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート 4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)

18. 専門業務実務指針 4400「合意された手続業務に関する実務指針」（最終改正 2023 年 3 月 16 日）

正	誤
《Ⅴ 適用指針》 《5. 合意された手続業務に関連する我が国における職業倫理に関する規定》（第 18 項参照） 《(2) 違法行為》 A18. ある状況においては、法令又は職業倫理に関する規定に基づく業務実施者の秘密保持の義務によって、識別した違法行為又はその疑いを事業体の外部の適切な当局に報告することが禁止されていることがある。また、識別した違法行為又はその疑いを事業体の外部の適切な当局に報告することが、我が国における職業倫理に関する規定に定められた秘密保持の義務に対する違反として取り扱われないことがある。 A19. 業務実施者が特定の対応を講じることによる職業的又は法的影響を理解するための法的助言を得る場合に、又は、当局又は職業団体に取扱いを問い合わせる際に（ただし、法令で禁じられていない場合又は秘密保持の義務に対する違反とならない場合に限る。）、業務実施者が監査事務所内やネットワーク・ファーム内で協議することを検討することがある。 （省 略） 《12. 業務実施者の利用する専門家の作業の利用》（第 32 項参照） A55. 業務実施者の利用する専門家が合意された手続のうち一つ又は複数を実施する場合、第39項(6)において要求される専門家の作業の内容、範囲及び目的の合意には、専門家が実施する手続の種類、時期及び範囲に関する合意が含まれる。 第39項(6)により要求される事項に加えて、業務実施者と専門家との合意には、以下のような事項を含めることが適切なことがある。 (1) 業務実施者及び専門家のそれぞれの役割と責任 (2) 専門家が提出する報告書の様式を含め、業務実施者と専門家との間のコミュニケーションの内容、時期及び範囲 (3) 専門家が秘密保持の原則を遵守する必要性 （省 略） 《13. 実施結果報告書》（第 33 項から第 36 項まで参照） 《(2) 実施結果報告書の目的》（第 33 項(4)参照） A62. 実施結果報告書の配布又は利用を制限するかどうかを決定する際に業務実施者が検討する可能性のある事項には、例えば以下のものが含まれる。 ・ 実施結果の利用者以外の利用者が、合意された手続業務の目的を誤解したり、手続実施結果の解釈を誤ったりする可能性が高いかどうか。 ・ 合意された手続は、業務依頼者における経営者や監査役等といった社内の利用者による利用のみを目的として立案されているかどうか。 ・ 合意された手続又は手続実施結果には、秘密情報が含まれているかどうか。 《(3) 合意された手続及び手続実施結果》（第 33 項(14)及び(15)参照） A63. 業務実施者が、秘密情報又は機密情報を含めずに合意された手続又は手続実施結果を説明できない場合、業務実施者は、特定の対応を講じることによる職業的又は法的影響を理解するために、以下の事項を検討	《Ⅴ 適用指針》 《5. 合意された手続業務に関連する我が国における職業倫理に関する規定》（第 18 項参照） 《(2) 違法行為》 A18. ある状況においては、法令又は職業倫理に関する規定に基づく業務実施者の守秘義務によって、識別した違法行為又はその疑いを事業体の外部の適切な当局に報告することが禁止されていることがある。また、識別した違法行為又はその疑いを事業体の外部の適切な当局に報告することが、我が国における職業倫理に関する規定に定められた守秘義務に対する違反として取り扱われないことがある。 A19. 業務実施者が特定の対応を講じることによる職業的又は法的影響を理解するための法的助言を得る場合に、又は、当局又は職業団体に取扱いを問い合わせる際に（ただし、法令で禁じられていない場合又は守秘義務違反とならない場合に限る。）、業務実施者が監査事務所内やネットワーク・ファーム内で協議することを検討することがある。 （省 略） 《12. 業務実施者の利用する専門家の作業の利用》（第 32 項参照） A55. 業務実施者の利用する専門家が合意された手続のうち一つ又は複数を実施する場合、第39項(6)において要求される専門家の作業の内容、範囲及び目的の合意には、専門家が実施する手続の種類、時期及び範囲に関する合意が含まれる。 第39項(6)により要求される事項に加えて、業務実施者と専門家との合意には、以下のような事項を含めることが適切なことがある。 (1) 業務実施者及び専門家のそれぞれの役割と責任 (2) 専門家が提出する報告書の様式を含め、業務実施者と専門家との間のコミュニケーションの内容、時期及び範囲 (3) 専門家が守秘義務を遵守する必要性 （省 略） 《(2) 実施結果報告書の目的》（第33項(4)参照） A62. 実施結果報告書の配布又は利用を制限するかどうかを決定する際に業務実施者が検討する可能性のある事項には、例えば以下のものが含まれる。 ・ 実施結果の利用者以外の利用者が、合意された手続業務の目的を誤解したり、手続実施結果の解釈を誤ったりする可能性が高いかどうか。 ・ 合意された手続は、業務依頼者における経営者や監査役等といった社内の利用者による利用のみを目的として立案されているかどうか。 ・ 合意された手続又は手続実施結果には、機密情報が含まれているかどうか。 《(3) 合意された手続及び手続実施結果》（第33項(14)及び(15)参照） A63. 業務実施者が、守秘義務情報又は機密情報を含めずに合意された手続又は手続実施結果を説明できない場合、業務実施者は、特定の対応を講じることによる職業的又は法的影響を理解するために、以下の事項

正	誤
することがある。 - 内部の助言を求めること（例えば、監査事務所内やネットワーク・ファーム内）。 - 外部の助言を求めること（例えば、関連する職業団体やその他の業務実施者）。 - 法的助言を得ること。 （省 略） 《付録１ 合意された手続実施結果報告書の文例》（A58項参照） 《文例１》 （省 略）	を検討することがある。 - 内部の助言を求めること（例えば、監査事務所内やネットワーク・ファーム内）。 - 外部の助言を求めること（例えば、関連する職業団体やその他の業務実施者）。 - 法的助言を得ること。 （省 略） 《付録１ 合意された手続実施結果報告書の文例》（A58項参照） 《文例１》 （省 略）
<u>合意された手続実施結果報告書</u> （省 略） 職業倫理及び品質管理 当監査法人（注５）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則を提供している。当該業務を実施するに当たり、独立性に関する要求事項はない。 当監査法人（注５）は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略） 《文例２》 （省 略）	<u>合意された手続実施結果報告書</u> （省 略） 職業倫理及び品質管理 当監査法人（注５）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則を提供している。当該業務を実施するに当たり、独立性に関する要求事項はない。 当監査法人（注５）は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略） 《文例２》 （省 略）
<u>独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書</u> （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人（注５）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。 当監査法人（注５）は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略）	<u>独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書</u> （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人（注５）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。 当監査法人（注５）は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略）

19. 監査基準報告書 500 実務指針第 1 号「イメージ文書により入手する監査証拠に関する実務指針」（最終改正 2022 年 10 月 13 日）

正	誤
《付録 4 イメージ文書の特徴とリスク》 2. イメージ文書が有するリスクの例示 (省 略) ※ 国外にデータセンターがある場合、センター内の機器及び内部のデータの取扱いについては、原則として所在国の法律やルールが適用される。法律やルールの内容によっては、データセンターで保管していた 秘密 情報が強制的に徴収されるような事態が生じる可能性もある。 (省 略)	《付録 4 イメージ文書の特徴とリスク》 2. イメージ文書が有するリスクの例示 (省 略) ※ 国外にデータセンターがある場合、センター内の機器及び内部のデータの取扱いについては、原則として所在国の法律やルールが適用される。法律やルールの内容によっては、データセンターで保管していた 機密 情報が強制的に徴収されるような事態が生じる可能性もある。 (省 略)

20. 監査基準報告書 501 実務指針第 1 号「訴訟事件等に関わる顧問弁護士への質問書に関する実務指針」（最終改正 2022 年 10 月 13 日）

正	誤
《Ⅲ 訴訟事件等のリスクに関連する手続》 《2. 顧問弁護士への質問書の送付》 《(2) 顧問弁護士への質問書の送付に際しての留意事項》 《② 質問書の作成に当たっての具体的留意事項》 43. 訴訟事件等に関して、企業内部限り又は企業及び顧問弁護士限りの 秘密 情報として扱われており、監査人に情報を提供しない事象が存在していないか、監査の実施過程において十分留意する。	《Ⅲ 訴訟事件等のリスクに関連する手続》 《2. 顧問弁護士への質問書の送付》 《(2) 顧問弁護士への質問書の送付に際しての留意事項》 《② 質問書の作成に当たっての具体的留意事項》 43. 訴訟事件等に関して、企業内部限り又は企業及び顧問弁護士限りの 機密 情報として扱われており、監査人に情報を提供しない事象が存在していないか、監査の実施過程において十分留意する。

21. 監査基準報告書 560 実務指針第 2 号「訂正報告書に含まれる財務諸表等に対する監査に関する実務指針」（最終改正 2024 年 9 月 26 日）

正	誤
《Ⅲ 適用指針》 《2. 監査計画の策定と監査手続の実施》（第 10 項及び第 11 項参照） 《(7) グループ監査》 《④ 評価したリスクへの対応》 A79. A77 項に従って検討した結果、構成単位の監査人が 適性 及び適切な能力を有しているか重大な懸念がある場合には、構成単位の監査人を関与させることなく、グループ監査人は監査チームの編成、不正調査の専門家の利用等を十分検討した上で、自ら往査を行うなどにより十分かつ適切な監査証拠を入手することが求められる（監基報 600 第 27 項参照）。 《3. 調査報告書の利用》（第 12 項参照） 《(2) 第三者委員会の調査報告書の利用の可否及び利用する場合の留意事項》 《③ 第三者委員会とのコミュニケーション》 A99. 監査人は、職業的専門家として求められている 秘密保持 に関しては、第三者委員会の調査に応じるために必要となる適切な解除手続を事前に実施することに留意する。	《Ⅲ 適用指針》 《2. 監査計画の策定と監査手続の実施》（第 10 項及び第 11 項参照） 《(7) グループ監査》 《④ 評価したリスクへの対応》 A79. A77 項に従って検討した結果、構成単位の監査人が 適正 及び適切な能力を有しているか重大な懸念がある場合には、構成単位の監査人を関与させることなく、グループ監査人は監査チームの編成、不正調査の専門家の利用等を十分検討した上で、自ら往査を行うなどにより十分かつ適切な監査証拠を入手することが求められる（監基報 600 第 27 項参照）。 《3. 調査報告書の利用》（第 12 項参照） 《(2) 第三者委員会の調査報告書の利用の可否及び利用する場合の留意事項》 《③ 第三者委員会とのコミュニケーション》 A99. 監査人は、職業的専門家として求められている 守秘義務 に関しては、第三者委員会の調査に応じるために必要となる適切な解除手続を事前に実施することに留意する。

正	誤
《付録2 不正のおそれ等が発覚した場合の証券取引所への対応》（A10 項及び A11 項参照） 1. 証券取引所の事前相談と適時開示 (3) 被監査会社が上場会社の非上場子会社等の場合の監査人の対応 被監査会社が非上場会社でも、その親会社等（関連会社に対する投資会社を含む。）が上場会社の場合には、監査人は被監査会社に対し、発覚した不正のおそれ等について親会社等に報告することを促す。ただし、不正のおそれ等が発覚した子会社等から当該事実が親会社等に報告されない場合など、子会社等の監査人が親会社等又はその監査人に直接報告する必要がある生じた場合であって、あらかじめ親会社等又はその監査人に直接報告することについて監査契約書等で業務上知り得た秘密情報を開示又は利用することが認められていない場合には、被監査会社から業務上知り得た秘密情報を開示又は利用することを認めてもらった上で、親会社等又はその監査人に直接報告する。 (省 略) 5. 証券取引所のヒアリング対応 発生した不正等の事実関係を確認するため、証券取引所からヒアリングが実施されることがある。ヒアリングの対象は会社関係者や調査委員会の調査委員だけではなく、監査人がヒアリング対象になることもある。 証券取引所から監査人へのヒアリングの要請は、証券取引所から監査人に直接連絡する場合もあるが、監査人が証券取引所のヒアリングに応じる際には、上場会社から業務上知り得た秘密情報を開示又は利用することを認めてもらう。なお、証券取引所が監査人へのヒアリングを要請する場合、上場会社はこれに協力する義務があり、証券取引所が請求した場合には、当該監査公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない（有価証券上場規程（東京証券取引所）第 604 条参照）。 《付録5 不正等が発覚した場合の調査報告書の利用》（第 12 項参照） 3. 第三者委員会ガイドラインにおける第三者委員会の目的 (3) 第三者委員会ガイドラインにおける第三者委員会の調査の手法など ② 調査の手法など (省 略) 関係者に対するヒアリングで第三者委員会は、不正等に関わった上場会社の役員、従業員、取引先などに対して、その事実関係、経緯、発覚の原因、類似取引の存否などを把握するために、徹底したヒアリングを実施する。そして、ヒアリングから解明した事実認識に齟齬がないかを確認するために、第三者委員会は、当該上場会社の役員や監査を実施した監査人にもヒアリングを必要に応じて実施する。ヒアリングを受けることになる監査人は、上場会社と秘密保持の義務の解除の覚書を交わして協力することになる。 (省 略) 《付録 10 法令違反事実発見時における監査人の当局への申出制度》（A129 項参照） 3. 金商法第 193 条の 3 第 2 項の規定に基づく内閣総理大臣への申出（監査証明府令第 9 条の規定 (省 略) この申出は、金商法に基づく要請であって、当協会の倫理規則の R360. 26 項の「会員の業務上知り得た	《付録2 不正のおそれ等が発覚した場合の証券取引所への対応》（A10 項及び A11 項参照） 1. 証券取引所の事前相談と適時開示 (3) 被監査会社が上場会社の非上場子会社等の場合の監査人の対応 被監査会社が非上場会社でも、その親会社等（関連会社に対する投資会社を含む。）が上場会社の場合には、監査人は被監査会社に対し、発覚した不正のおそれ等について親会社等に報告することを促す。ただし、不正のおそれ等が発覚した子会社等から当該事実が親会社等に報告されない場合など、子会社等の監査人が親会社等又はその監査人に直接報告する必要がある生じた場合であって、あらかじめ親会社等又はその監査人に直接報告することについて監査契約書等で守秘義務解除がなされていない場合には、被監査会社から守秘義務解除を受けた上で、親会社等又はその監査人に直接報告する。 (省 略) 5. 証券取引所のヒアリング対応 発生した不正等の事実関係を確認するため、証券取引所からヒアリングが実施されることがある。ヒアリングの対象は会社関係者や調査委員会の調査委員だけではなく、監査人がヒアリング対象になることもある。 証券取引所から監査人へのヒアリングの要請は、証券取引所から監査人に直接連絡する場合もあるが、監査人が証券取引所のヒアリングに応じる際には、上場会社から守秘義務解除を受ける。なお、証券取引所が監査人へのヒアリングを要請する場合、上場会社はこれに協力する義務があり、証券取引所が請求した場合には、当該監査公認会計士等が事情説明等に応じることについて同意する旨の書面を速やかに提出しなければならない（有価証券上場規程（東京証券取引所）第 604 条参照）。 《付録5 不正等が発覚した場合の調査報告書の利用》（第 12 項参照） 3. 第三者委員会ガイドラインにおける第三者委員会の目的 (3) 第三者委員会ガイドラインにおける第三者委員会の調査の手法など ② 調査の手法など (省 略) 関係者に対するヒアリングで第三者委員会は、不正等に関わった上場会社の役員、従業員、取引先などに対して、その事実関係、経緯、発覚の原因、類似取引の存否などを把握するために、徹底したヒアリングを実施する。そして、ヒアリングから解明した事実認識に齟齬がないかを確認するために、第三者委員会は、当該上場会社の役員や監査を実施した監査人にもヒアリングを必要に応じて実施する。ヒアリングを受けることになる監査人は、上場会社と守秘義務解除の覚書を交わして協力することになる。 (省 略) 《付録 10 法令違反事実発見時における監査人の当局への申出制度》（A129 項参照） 3. 金商法第 193 条の 3 第 2 項の規定に基づく内閣総理大臣への申出（監査証明府令第 9 条の規定 (省 略) この申出は、金商法に基づく要請であって、当協会の倫理規則の R360. 26 項の「会員の守秘義務が解除

正	誤
秘密情報を開示又は利用することが認められる正当な理由に該当する」場合として、「秘密情報の開示が法令等によって要求されている場合」の「法令等に基づき、法令違反等事実の申出を行うとき。」(第 114.3 A1 項(1)③) に該当することから、秘密保持の義務があらかじめ解除されている。したがって、当該特定発行者から秘密保持の義務解除を受ける必要はないが、金商法第 193 条の 3 第 2 項後段において、監査人は、上記の申出をする旨を当該特定発行者にあらかじめ書面で通知しなければならないとされている。 (省 略)	される正当な理由に該当する」場合として、「業務上知り得た秘密の開示が法令等によって要求されている場合」の「法令等に基づき、法令違反等事実の申出を行うとき。」(第 114.1 A1 項(1)③) に該当することから、守秘義務があらかじめ解除されている。したがって、当該特定発行者から守秘義務解除を受ける必要はないが、金商法第 193 条の 3 第 2 項後段において、監査人は、上記の申出をする旨を当該特定発行者にあらかじめ書面で通知しなければならないとされている。 (省 略)

22. 監査基準報告書 700 実務指針第 1 号「監査報告書の文例」(最終改正 2024 年 9 月 26 日)

正	誤
《文 例》 《Ⅱ 金融商品取引法監査（中間監査）》 《2. 比較情報》 文例 8 中間個別財務諸表 独立監査人の中間監査報告書 (省 略) 中間財務諸表監査における監査人の責任 (省 略) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。(注 8) (省 略) (省 略) 《Ⅲ 会社法監査》 文例 11 計算書類 独立監査人の監査報告書 (省 略) 計算書類等の監査における監査人の責任 (省 略) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。(注 13) (省 略) 監査人は、監査役及び監査役会（注 9）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。(注 14) (省 略)	《文 例》 《Ⅱ 金融商品取引法監査（中間監査）》 《2. 比較情報》 文例 8 中間個別財務諸表 独立監査人の中間監査報告書 (省 略) 中間財務諸表監査における監査人の責任 (省 略) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に従って、中間監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。(注 7) (省 略) (省 略) 《Ⅲ 会社法監査》 文例 11 計算書類 独立監査人の監査報告書 (省 略) 計算書類等の監査における監査人の責任 (省 略) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。(注 12) (省 略) 監査人は、監査役及び監査役会（注 9）に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去するための対応策を講じている場合又は阻害要因を許容可能な水準にまで軽減するためのセーフガードを適用している場合はその内容について報告を行う。(注 13) (省 略)

正	誤
(省 略)	(省 略)
文例15 臨時計算書類	文例15 臨時計算書類
<u>独立監査人の監査報告書</u> (省 略) 臨時計算書類の監査における監査人の責任 (省 略) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。(注9) (省 略)	<u>独立監査人の監査報告書</u> (省 略) 臨時計算書類の監査における監査人の責任 (省 略) 監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。(注8) (省 略)
(省 略)	(省 略)

23. 保証業務実務指針 3402「受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」(最終改正 2023 年 3 月 16 日)

正	誤
《付録 2》(A47 項参照) 《文例 1 : タイプ 2 の受託会社監査人の保証報告書(一体方式及び除外方式の再受託会社の利用がある場合)》	《付録 2》(A47 項参照) 《文例 1 : タイプ 2 の受託会社監査人の保証報告書(一体方式及び除外方式の再受託会社の利用がある場合)》
受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況 に関する独立受託会社監査人の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)	受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況 に関する独立受託会社監査人の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)

正	誤
《文例２：タイプ２の受託会社監査人の保証報告書（除外方式の再受託会社の利用のみがある場合）》 <u>受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する独立受託会社監査人の保証報告書</u> （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略） 《文例３：タイプ２の受託会社監査人の保証報告書（再受託会社の利用がない場合）》 <u>受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する独立受託会社監査人の保証報告書</u> （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略）	《文例２：タイプ２の受託会社監査人の保証報告書（除外方式の再受託会社の利用のみがある場合）》 <u>受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する独立受託会社監査人の保証報告書</u> （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略） 《文例３：タイプ２の受託会社監査人の保証報告書（再受託会社の利用がない場合）》 <u>受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する独立受託会社監査人の保証報告書</u> （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略）
《文例４：タイプ１の受託会社監査人の保証報告書（一体方式及び除外方式の再受託会社の利用がある場合）》 <u>受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する独立受託会社監査人の保証報告書</u> （省 略）	《文例４：タイプ１の受託会社監査人の保証報告書（一体方式及び除外方式の再受託会社の利用がある場合）》 <u>受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する独立受託会社監査人の保証報告書</u> （省 略）

正	誤
職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略）	職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略）
（省 略） 《文例5：タイプ1の受託会社監査人の保証報告書（除外方式の再受託会社の利用のみがある場合）》	（省 略） 《文例5：タイプ1の受託会社監査人の保証報告書（除外方式の再受託会社の利用のみがある場合）》
<u>受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する</u> <u>独立受託会社監査人の保証報告書</u> ×年×月×日 （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略）	<u>受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する</u> <u>独立受託会社監査人の保証報告書</u>×年×月×日 （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略）
（省 略） 《文例6：タイプ1の受託会社監査人の保証報告書（再受託会社の利用がない場合）》	（省 略） 《文例6：タイプ1の受託会社監査人の保証報告書（再受託会社の利用がない場合）》
<u>受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する</u> <u>独立受託会社監査人の保証報告書</u> （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する	<u>受託会社のシステムに関する記述書及び内部統制のデザインに関する</u> <u>独立受託会社監査人の保証報告書</u> （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則（パート4B）及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する

正	誤
る方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)	る方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)

24. 保証業務実務指針 3420「プロフォーマ財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」（最終改正 2023 年 3 月 16 日）

正	誤
《付録 1 合理的保証業務における無限定の結論の独立業務実施者の報告書の文例》（A69 項参照）	《付録 1 合理的保証業務における無限定の結論の独立業務実施者の報告書の文例》（A69 項参照）
<u>独立業務実施者の保証報告書</u> (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)	<u>独立業務実施者の保証報告書</u> (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)
《付録 2 限定的保証業務における無限定の結論の独立業務実施者の報告書の文例》	《付録 2 限定的保証業務における無限定の結論の独立業務実施者の報告書の文例》
<u>独立業務実施者の保証報告書</u> (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)	<u>独立業務実施者の保証報告書</u> (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)

25. 保証業務実務指針 3700「東京証券取引所の有価証券上場規程に定める結合財務情報の作成に係る保証業務に関する実務指針」（最終改正 2024 年 9 月 26 日）

正	誤
《付録 2 限定的保証業務における無限定の結論の独立業務実施者の報告書の文例》	《付録 2 限定的保証業務における無限定の結論の独立業務実施者の報告書の文例》
独立業務実施者の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)	独立業務実施者の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)

26. 保証業務実務指針 3701「非パブリック型のブロックチェーンを活用した受託業務に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」（最終改正 2023 年 3 月 16 日）

正	誤
《付録 2》（A23 項参照） 《文例 1：コンソーシアム型ブロックチェーンにおいて単独の受託会社を識別する場合》	《付録 2》（A23 項参照）
受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況 に関する独立受託会社監査人の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)	受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況 に関する独立受託会社監査人の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略) (省 略)

正	誤
《文例２：コンソーシアム型ブロックチェーンにおいて複数の受託会社を識別し、宛先を連名にする場合》	《文例２：コンソーシアム型ブロックチェーンにおいて複数の受託会社を識別し、宛先を連名にする場合》
受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況 に関する独立受託会社監査人の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略)	受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況 に関する独立受託会社監査人の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略)
(省 略)	(省 略)
《文例３：コンソーシアム型ブロックチェーンにおいて複数の受託会社を識別し、保証報告書の宛先を別々にする場合》	《文例３：コンソーシアム型ブロックチェーンにおいて複数の受託会社を識別し、保証報告書の宛先を別々にする場合》
受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況 に関する独立受託会社監査人の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該指針及び規定は、独立性、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略)	受託会社のシステムに関する記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況 に関する独立受託会社監査人の保証報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該指針及び規定は、独立性、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 (省 略)
(省 略)	(省 略)

27. 保証業務実務指針 3702「情報セキュリティ等に関する受託業務の Trust に係る内部統制の保証報告書に関する実務指針」（最終改正 2023 年 3 月 16 日）

正	誤
《付録 2》（A45 項参照） 《文例 1：タイプ 2 のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持に関する受託会社監査人の保証報告書》 <u>受託会社のシステムに係るセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持（注 1）の記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する独立受託会社監査人の保証報告書</u> （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略） 《文例 2：タイプ 1 のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持に関する受託会社監査人の保証報告書》 <u>受託会社のシステムに係るセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持（注 1）の記述書並びに内部統制のデザインに関する独立受託会社監査人の保証報告書</u> （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略）	《付録 2》（A45 項参照） 《文例 1：タイプ 2 のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持に関する受託会社監査人の保証報告書》 <u>受託会社のシステムに係るセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持（注 1）の記述書並びに内部統制のデザイン及び運用状況に関する独立受託会社監査人の保証報告書</u> （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略） （省 略） 《文例 2：タイプ 1 のセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持に関する受託会社監査人の保証報告書》 <u>受託会社のシステムに係るセキュリティ、可用性、処理のインテグリティ及び機密保持（注 1）の記述書並びに内部統制のデザインに関する独立受託会社監査人の保証報告書</u> （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。また、当監査法人は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第 1 号「監査事務所における品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。 （省 略）

28. 専門業務実務指針 4450「労働者派遣事業等の許可審査に係る中間又は月次決算書に対する合意された手続業務に関する実務指針」（最終改正 2023 年 3 月 16 日）

正	誤
《付録 1 労働者派遣事業等の許可の有効期間の更新に係る事後申立ての審査に関する合意された手続実施結果報告書の文例》 (省 略)	《付録 1 労働者派遣事業等の許可の有効期間の更新に係る事後申立ての審査に関する合意された手続実施結果報告書の文例》 (省 略)
独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人（注 6）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。 (省 略) (省 略)	独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人（注 6）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。 (省 略) (省 略)

29. 専門業務実務指針 4451「産業競争力強化法における事業再編計画の認定申請書に添付する資金計画に対する合意された手続業務に関する実務指針」（最終改正 2023 年 3 月 16 日）

正	誤
《付録 1 事業再編計画の認定申請書に添付する資金計画に関する合意された手続実施結果報告書の文例》（A9 項参照） (省 略)	《付録 1 事業再編計画の認定申請書に添付する資金計画に関する合意された手続実施結果報告書の文例》（A9 項参照） (省 略)
独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人（注 6）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。 (省 略) (省 略)	独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書 (省 略) 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人（注 6）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。 (省 略) (省 略)

30. 専門業務実務指針 4452「農業競争力強化支援法における事業再編計画の認定申請書に添付する資金計画に対する合意された手続業務に関する実務指針」（最終改正 2023 年 3 月 16 日）

正	誤
《付録 1 事業再編計画の認定申請書に添付する資金計画に関する合意された手続実施結果報告書の文例》（A9 項参照） （省 略）	《付録 1 事業再編計画の認定申請書に添付する資金計画に関する合意された手続実施結果報告書の文例》（A9 項参照） （省 略）
独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書 （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人（注 6）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。 （省 略） （省 略）	独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書 （省 略） 職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人（注 6）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。 （省 略） （省 略）

31. 専門業務実務指針 4453「電子開示書類等の XBRL データに対する合意された手続業務に関する実務指針」（最終改正 2023 年 3 月 16 日）

正	誤
《付録 1 合意された手続業務契約書例》 合意された手続業務契約書 （省 略） 第 7 条（秘密保持の義務） 業務実施者は、業務上知り得た業務依頼者及びその関係者の情報（以下「秘密情報」という。）を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。ただし、以下の情報は秘密情報から除くものとする。 一 開示された時点で、既に公知となっていたもの 二 開示された後で、業務実施者の責めに帰すべき事由によらず公知となったもの 三 開示された時点で、既に業務実施者が保有していたもの 四 業務実施者が、秘密保持の義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの （省 略） （省 略）	合意された手続業務契約書 （省 略） 第 7 条（守秘義務） 業務実施者は、業務上知り得た業務依頼者及びその関係者の情報（以下「秘密情報」という。）を正当な理由なく他に漏らし、又は盗用してはならない。ただし、以下の情報は秘密情報から除くものとする。 一 開示された時点で、既に公知となっていたもの 二 開示された後で、業務実施者の責めに帰すべき事由によらず公知となったもの 三 開示された時点で、既に業務実施者が保有していたもの 四 業務実施者が、守秘義務を負うことなく第三者から正当に開示されたもの （省 略） （省 略）

正	誤
《付録２　実施結果報告書例》 <u>合意された手続実施結果報告書（注１）</u> （省　略） 職業倫理及び品質管理（注１） 当監査法人（注９）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則を提供している。当該業務を実施するに当たり、独立性に関する要求事項はない。 （省　略） （注１）業務の契約条件によって、業務の対象とする情報等に責任を負う者に対する業務実施者の独立性が求められる業務においては、報告書の表題を「独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書」とし、例えば、以下を記載する。 「職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人（注９）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、秘密保持並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。 当監査法人（注９）は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所ににおける品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。」	《付録２　実施結果報告書例》 <u>合意された手続実施結果報告書（注１）</u> （省　略） 職業倫理及び品質管理（注１） 当監査法人（注９）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則を提供している。当該業務を実施するに当たり、独立性に関する要求事項はない。 （省　略） （注１）業務の契約条件によって、業務の対象とする情報等に責任を負う者に対する業務実施者の独立性が求められる業務においては、報告書の表題を「独立業務実施者の合意された手続実施結果報告書」とし、例えば、以下を記載する。 「職業倫理、独立性及び品質管理 当監査法人（注９）は、日本公認会計士協会の公表する倫理規則及びその他の職業倫理に関する規定を遵守して業務を実施した。当該規則及び規定は、誠実性、客観性、職業的専門家としての能力及び正当な注意、守秘義務並びに職業的専門家としての行動の原則、並びに独立性に関する規定を提供している。 当監査法人（注９）は、日本公認会計士協会が公表した品質管理基準報告書第１号「監査事務所ににおける品質管理」に準拠して、職業的専門家としての基準及び適用される法令等の遵守に関する方針又は手続を含む品質管理システムを整備及び運用して業務を実施した。」

32. 専門業務実務指針「監査人から引受事務幹事会社への書簡について」（最終改正　2024 年 7 月 12 日）

正	誤
《Ⅲ　適用指針》 《１．業務契約書》（第 16 項参照） A1. 業務契約書には、書簡作成に関して実施する調査が合意された手続であることを考慮し、通常、以下のような事項を記載する。 ・ 報告の目的（新規証券の発行等に係る監査人から引受事務幹事会社への書簡（コンフォート・レター）の作成） ・ 書簡が本実務指針に従って作成される旨 ・ 調査手続内容の明示 ・ 書簡の様式 ・ 書簡の提出期限 ・ 書簡の利用の制限 ・ 各当事者の責任（本実務指針の第11項から第15項の趣旨を踏まえて記載する。） ・ 日本国内における新規証券の発行等に限定して利用可能であること。	《Ⅲ　適用指針》 《１．業務契約書》（第 16 項参照） A1. 業務契約書には、書簡作成に関して実施する調査が合意された手続であることを考慮し、通常、以下のような事項を記載する。 ・ 報告の目的（新規証券の発行等に係る監査人から引受事務幹事会社への書簡（コンフォート・レター）の作成） ・ 書簡が本実務指針に従って作成される旨 ・ 調査手続内容の明示 ・ 書簡の様式 ・ 書簡の提出期限 ・ 書簡の利用の制限 ・ 各当事者の責任（本実務指針の第11項から第15項の趣旨を踏まえて記載する。） ・ 日本国内における新規証券の発行等に限定して利用可能であること。

正	誤
- 監査人の責任が打切日までの調査及びその結果に限定されること。 秘密保持 《6. 引受事務幹事会社からの質問等に対する回答における留意事項》 A53. 引受事務幹事会社からの質問等に対して、口頭若しくは文書又は電磁的記録で回答を行う場合には、監査人が何らかの個別的な保証を与えたと誤解されないようにする必要があり、以下の点に留意する。また、引受事務幹事会社からの質問に対する回答を行う場合、業務上知り得た秘密情報を開示又は利用することについて発行会社の了解を得ておくことに留意する。	- 監査人の責任が打切日までの調査及びその結果に限定されること。 守秘義務 《6. 引受事務幹事会社からの質問等に対する回答における留意事項》 A53. 引受事務幹事会社からの質問等に対して、口頭若しくは文書又は電磁的記録で回答を行う場合には、監査人が何らかの個別的な保証を与えたと誤解されないようにする必要があり、以下の点に留意する。また、引受事務幹事会社からの質問に対する回答を行う場合、守秘義務の解除について発行会社の了解を得ておくことに留意する。

33. 監査・保証基準委員会実務指針第5号「公認会計士業務における情報セキュリティに関する実務指針」（最終改正 2023年7月28日）

正	誤
《Ⅰ 本実務指針の範囲及び目的》 《1. 本実務指針の範囲及び目的》 5. 本実務指針は、会員が秘密保持の義務（公認会計士法第27条、倫理規則R114.1項からR114.3項等参照）の遵守のために、秘密情報の紛失、漏えい等を防止する体制の構築に関連している。また、本実務指針は、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」を適用する監査事務所において、職業倫理の構成要素に関する品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに対応（品基報第1号第7項、第8項及び第29項参照）を情報セキュリティに係る領域について行う場合にも関連している。 《2. 背景》 8. 関与先等から入手した情報が外部に漏えいした、又は、不正の目的若しくは私的利用のために持ち出されたとなれば、当事者である公認会計士が関与先等からの信頼を失うばかりでなく、公認会計士としての存続が危ぶまれることにもなりかねず、さらに公認会計士業界全体に多大な影響を及ぼすこととなる。公認会計士は、従来からの秘密保持の意味を再認識し、電子データだけではなく紙媒体の情報も含めた、特に関与先等に関する情報の漏えい・流出、不正・私的利用のリスクを十分に認識し、公認会計士業務という最も社会的信頼性を保持すべき業務の観点から、その対策を検討することが重要である。 《Ⅲ 適用指針》 《1. 情報セキュリティ管理の重要性》 《(2) 情報の不正又は私的利用のリスク》 A2. 公認会計士等が業務で入手した情報は、関与先等にとって非常に重要な秘密情報又は社外秘の情報に当たるものであり、その経済的価値の高いものが多い。そのため、公認会計士等は、情報の持ち出し等による、不正又は私的利用のリスクが常にあることを認識することが重要である。 《3. 経営者の役割》 《(10) サイバーセキュリティ対応》 A23. サイバー攻撃による情報詐取の事案は増えており、かつ、手口も巧妙さを増している。攻撃者は秘密情報詐取等の目的を成功させるまで、ターゲットに対して執拗に、ソーシャルエンジニアリングやフィッシングメール等を駆使するという特性がある。 このようなことから、組織への入口で完全に阻止することは困難であり、内部への侵入を前提とした対策を講じることが重要である。	5. 本実務指針は、会員が守秘義務（公認会計士法第27条、倫理規則R114.1項等参照）の遵守のために、業務上知り得た秘密の紛失、漏えい等を防止する体制の構築に関連している。また、本実務指針は、品質管理基準報告書第1号「監査事務所における品質管理」を適用する監査事務所において、職業倫理の構成要素に関する品質目標の設定、品質リスクの識別及び評価並びに対応（品基報第1号第7項、第8項及び第29項参照）を情報セキュリティに係る領域について行う場合にも関連している。 《2. 背景》 8. 関与先等から入手した情報が外部に漏えいした、又は、不正の目的若しくは私的利用のために持ち出されたとなれば、当事者である公認会計士が関与先等からの信頼を失うばかりでなく、公認会計士としての存続が危ぶまれることにもなりかねず、さらに公認会計士業界全体に多大な影響を及ぼすこととなる。公認会計士は、従来からの守秘義務の意味を再認識し、電子データだけではなく紙媒体の情報も含めた、特に関与先等に関する情報の漏えい・流出、不正・私的利用のリスクを十分に認識し、公認会計士業務という最も社会的信頼性を保持すべき業務の観点から、その対策を検討することが重要である。 《Ⅲ 適用指針》 《1. 情報セキュリティ管理の重要性》 《(2) 情報の不正又は私的利用のリスク》 A2. 公認会計士等が業務で入手した情報は、関与先等にとって非常に重要な機密情報又は社外秘の情報に当たるものであり、その経済的価値の高いものが多い。そのため、公認会計士等は、情報の持ち出し等による、不正又は私的利用のリスクが常にあることを認識することが重要である。 《3. 経営者の役割》 《(10) サイバーセキュリティ対応》 A23. サイバー攻撃による情報詐取の事案は増えており、かつ、手口も巧妙さを増している。攻撃者は機密情報詐取等の目的を成功させるまで、ターゲットに対して執拗に、ソーシャルエンジニアリングやフィッシングメール等を駆使するという特性がある。 このようなことから、組織への入口で完全に阻止することは困難であり、内部への侵入を前提とした対策を講じることが重要である。

正	誤
この場合でも、経営者は、「2. 情報漏えいに関するリスクの識別と対応」に従って、リスクの識別、リスク対応を行うことに変わりはないが、特に以下の点について、十分に検討することが重要である。 《5. 利用者の役割》 《(10) 電子データ授受の際の留意点》 A51. 通常、経営者の定める方針に従い、次のような管理策を実行することが利用者に求められる。また、授受等に当たっては、関与先等のセキュリティ・ポリシーも勘案することが必要になる場合があることに留意する。 (省 略) ② 電子メールを利用して電子データの送信を行う場合 電子メールを利用して電子データを送信する際には、宛先を誤ることによる情報漏えいを防ぐため、宛先が正当な受信者であることを送信前に確認する。また、電子メールの詐取等による情報漏えいを防ぐため、メールの本文には、秘密に係る内容を記載しないことが重要である。さらに、メールに添付するファイルに対しては、関与先等と合意した方針に従い、暗号化や推測が困難なパスワードを設定する。 (省 略)	この場合でも、経営者は、「2. 情報漏えいに関するリスクの識別と対応」に従って、リスクの識別、リスク対応を行うことに変わりはないが、特に以下の点について、十分に検討することが重要である。 《5. 利用者の役割》 《(10) 電子データ授受の際の留意点》 A51. 通常、経営者の定める方針に従い、次のような管理策を実行することが利用者に求められる。また、授受等に当たっては、関与先等のセキュリティ・ポリシーも勘案することが必要になる場合があることに留意する。 (省 略) ② 電子メールを利用して電子データの送信を行う場合 電子メールを利用して電子データを送信する際には、宛先を誤ることによる情報漏えいを防ぐため、宛先が正当な受信者であることを送信前に確認する。また、電子メールの詐取等による情報漏えいを防ぐため、メールの本文には、機密に係る内容を記載しないことが重要である。さらに、メールに添付するファイルに対しては、関与先等と合意した方針に従い、暗号化や推測が困難なパスワードを設定する。 (省 略)

以 上